

被保険者各位

京都府医師国民健康保険組合

限度額適用・標準負担額減額認定申請について

平素は、当組合の事業にご協力いただきありがとうございます。

早速ですが、限度額適用・標準負担額減額認定申請書を送付いたします。

昨年度までは、ご申請の際に併せて所得の確認書類の提出をお願いしておりましたが、この度マイナンバー制度を活用した情報連携が開始されたことにより、当組合で所得情報を確認することが可能となりましたので、令和3年8月以降有効の限度額適用・標準負担額減額認定申請より、所得書類の提出は省略いたします。

つきましては、同封の申請書に必要事項をご記入のうえ、マイナンバー確認書類（右頁参照）を添えて当組合までご提出ください。

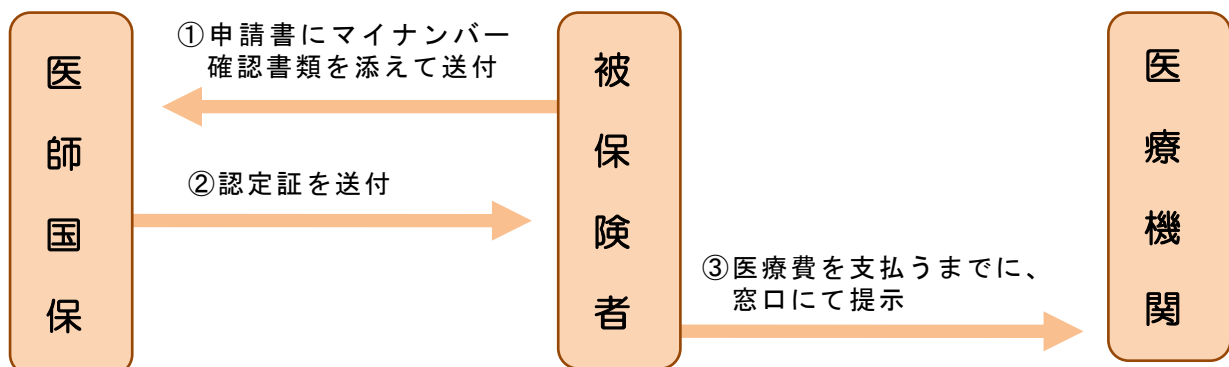
なお、認定証がお手元に届きましたら、医療費をお支払いになられるまでに医療機関へご提示ください。

ご不明な点は、当組合事務局までお問い合わせください。

～ 提出書類 ～

- ・限度額適用・標準負担額減額認定申請書（国保法施行規則第27条14の2の様式）
- ・マイナンバー確認書類（下記参照）

～ 手続きの流れ ～



～法定限度額（医療機関でお支払いいただく保険適用分の自己負担額）～

【70歳未満の方】

| 所得区分 | 世帯の総所得金額 (旧ただし書き所得の合計額) | 国保世帯全体 |
|-------|----------------------------|---|
| | | 法定限度額 |
| ア世帯 | 901万円超 | 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (140,100円) |
| イ世帯 | 600万円超～901万円以下 | 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (93,000円) |
| ウ世帯 | 210万円超～600万円以下 | 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円) |
| エ世帯 | 210万円以下 | 57,600円 (44,400円) |
| 低所得世帯 | 住民税非課税 | 35,400円 (24,600円) |

【70歳以上75歳未満の方】

| 所得区分 | 課税所得金額 (同一世帯に対象者が2名以上いる場合は最も高い所得) | 個人単位 (外来) | 世帯単位 (入院含む) |
|-------------|--------------------------------------|---|-------------------|
| | | 法定限度額 | |
| 現役並み 所得者 | Ⅲ 690万円以上 | 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (140,100円) | |
| | Ⅱ 380万円～690万円未満 | 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (93,000円) | |
| | Ⅰ 145万円～380万円未満 | 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円) | |
| 一般所得者 | 145万円未満 | 18,000円【*144,000円/年】 | 57,600円 (44,400円) |
| 低所得者 | Ⅱ 世帯主及び世帯全員が住民税非課税 | 8,000円 | 24,600円 |
| | Ⅰ 世帯主及び世帯全員が住民税非課税で、その世帯の所得が一定基準以下 | | 15,000円 |

～マイナンバー制度への対応について～

申請の際には、申請書の該当欄にマイナンバーをご記入いただき、組合員または准組合員の確認書類（下記参照）をご提出ください。

| (例) | マイナンバーの確認書類 | 身元(実在)確認書類 |
|-------|---------------------------------|------------------------------------|
| パターン① | (裏) マイナンバーカードのコピー | (表) マイナンバーカードのコピー |
| パターン② | 通知カードのコピー 住民票(番号付) 又は 住民票 | 運転免許証のコピー パスポートのコピー 又は パスポート |
| パターン③ | 通知カードのコピー 住民票(番号付) 又は 住民票 | 保険証 年金手帳等 2以上の書類のコピー 保険証 年金手帳 |

追跡が可能な簡易書留や特定記録郵便またはレターパックプラス・ライトなどで送付ください。
→を切り取りのうえ、封筒に貼ってご使用ください。

〒604-8418
京都市中京区西ノ京東梅尾町6番地
京都府医師会館7F

京都府医師国民健康保険組合 給付担当 行

確認書類（写） 添付台紙

組合員または准組合員の確認書類（マイナンバーの確認書類および身元確認書類）の写しをこの台紙に貼付し、申請書と一緒にご提出ください。

* のりしろに貼りきれない場合は、この台紙の裏面部分に貼付してください。

○確認書類添付欄

のりしろ

（マイナンバー確認書類）

・マイナンバーカード(番号面)の写し

または

* マイナンバーカード以外の
番号確認書類の写しの例

・通知カード
・住民票の写し
(個人番号が記載されたもの)

のりしろ

（身元確認書類）

・マイナンバーカード(顔写真面)の写し

または

* マイナンバーカード以外の
身元確認書類の写しの例

・運転免許証、パスポート
・写真付身分証明書
・健康保険証、年金手帳

(注) マイナンバーカードをご提出される場合は、表面および裏面の両方が必要です。